

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金申請受付要項

1 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により大きな影響を受け、売上が大幅に減少している事業者に対し、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金（以下、「給付金」という。）を交付することで、福島緊急事態措置の解除後の「新しい生活様式」に対応するための取組みを支援します。

2 交付対象者及び交付要件

(1) 交付対象者

県内の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等（以下「事業者等」という。）

(2) 交付要件

次の「ア」又は「イ」のいずれかに該当し、「ウ」から「オ」までの要件を全て満たすこと。

ア 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が対前年同月比50%以上減少したことを理由として国の持続化給付金の交付を受けていること。

イ 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が前年同月比50%以上減少しており、給付金申請時点において国の持続化給付金の対象者要件（※1）を満たすこと。

ウ 国が示した「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。

エ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていないこと。

オ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設（※2）を営む事業者ではないこと。

※1 「持続化給付金対象者要件」参照URL：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/subject/>

※2 別表1「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設」のとおり。

3 交付額

10万円（定額）

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和2年6月17日（水）から令和2年9月30日（水）まで

(2) 申請に必要な書類

別表2のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuufukin.html>

イ 郵送の場合

(宛先) 〒960-8681 福島市杉妻町2-16 福島県庁内郵便局留
福島県休業協力金事務局 宛

※郵送申請の場合は、9月30日(水)の消印有効

※切手(送料は申請者負担)を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載
ください。

※なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

(4) その他

ア 持参による申請受付は行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

イ 申請書類は、福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuu-fukin.html>) のページからダウンロードしていただくか、お住まいの市町村、県商工総務課又は各地方振興局(別表3)でお受け取りください。

5 交付決定

(1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは、給付金を交付します。

(2) 申請書類の審査の結果、給付金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

6 留意事項

(1) 申請内容に関して、万が一不正があった場合には、事業者名を公表する等の対応を取る場合があります。

(2) 申請で把握した個人情報、給付金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用します。

7 問合せ先

新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金及び給付金」の専用相談窓口
(福島県休業協力金コールセンター)

(電話) 024-521-8575

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けている事業者のみなさまへ

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 (2021年10月分)

申請要領

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

郵送 : 2021年11月 1日(月)～2022年2月15日(火)

電子申請 : 2021年11月15日(月)～2022年2月15日(火)

【申請・相談窓口】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

(埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 事務局)

電話 0570-000-678

(平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時)

I 事業の概要

1 目的

2021年10月に実施された段階的緩和措置等(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の要請等)に伴い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた事業者に対して、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(2021年10月分)(以下、「協力支援金」という。)を給付することにより、経営上の影響を受けている県内の事業者を支援します。

2 対象者

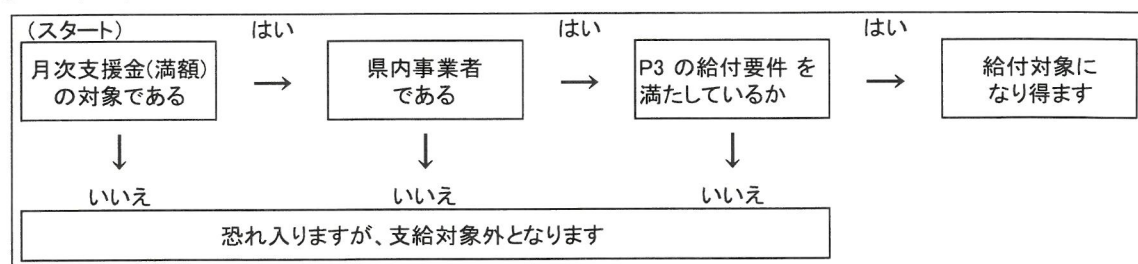
2021年10月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少し、国の月次支援金(※)を受給している事業者。

(給付要件は、3ページの「II 給付要件」を参照してください。)

協力支援金は店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。

【簡易確認フロー】

① 「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けている事業者



② 「酒類の提供自粛等による影響」を受けている酒類販売事業者等

⇒ 別に申請受付をしている「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金」の受給対象に該当する可能性があります。別途確認をお願いします。

(埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金)

※月次支援金について

経済産業省ホームページから引用

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

(1) 概要

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援。(2021年9月30日をもって緊急事態宣言が解除された19都道府県による時短要請や外出自粛要請の影響により、売上減少要件を満たす事業者に対しては、10月分まで支援が行われる。)

(2) 給付額

○給付額 2019年又は2020年の基準月*1の売上－2021年の対象月*2の売上

○給付上限額 中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月

*1 2019年又は2020年における対象月と同じ月

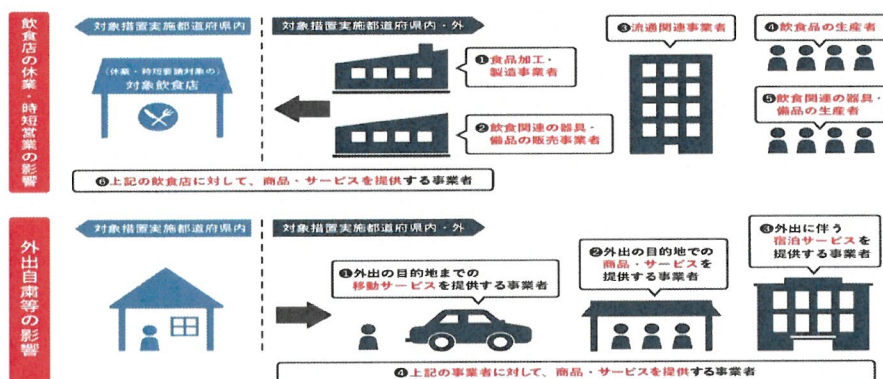
*2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

(3) 給付対象

次の①と②を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象**となり得る。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること



※対象措置は緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を指します。

(4) 給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する**全国の事業者**

- 1 **日常的に訪れるお店**
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など
- 2 **教育関連の事業者**
学習塾、スポーツの習い事など
- 3 **医療・福祉関連の事業者**
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 4 **文化・娯楽関連の事業者**
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 5 **旅行関連の事業者**
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

左記事業者と取引がある**全国の事業者**

(他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

- 6 **経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者**
- 7 **システム開発などのITサービスを提供する事業者**
- 8 **映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者**
- 9 **飲料や食料品の卸売を行っている事業者**
- 10 **農業や漁業を営んでいる事業者**

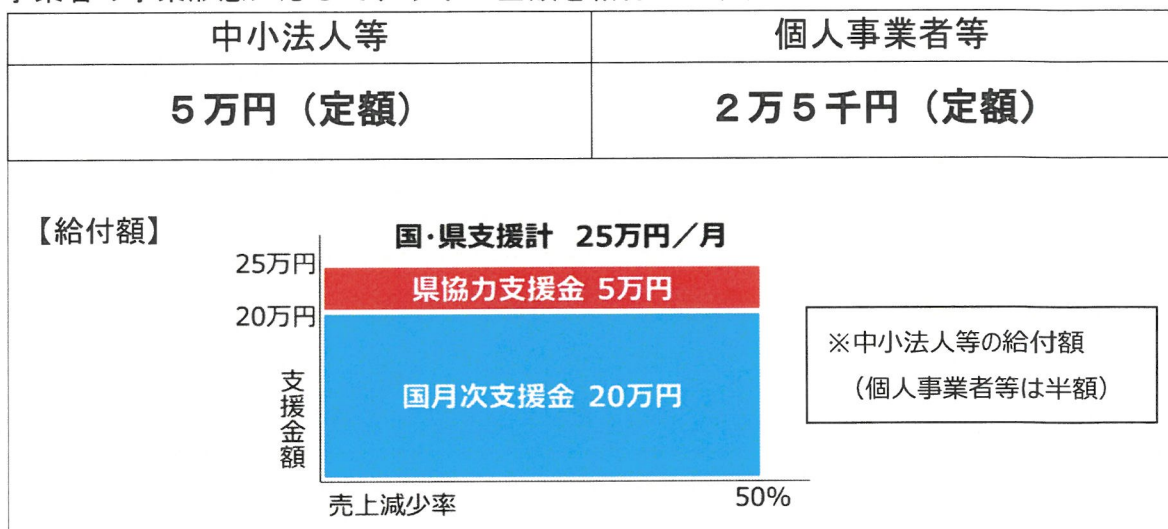
※月次支援金は、地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外となります。

申請に当たっては、事前にホームページ等で、給付対象や要件等の確認をお願いします。

(埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金)

3 給付額

事業者の事業形態に応じて、以下の金額を給付します。



II 給付要件

本協力支援金の給付要件は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等であること。
ただし、中小法人等については、次の①②のいずれかを満たすこと。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

また、個人事業者等は、フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等が含まれます。

- (2) 国の月次支援金の給付（満額※）を受けていること。

※中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月

- (3) 2021年4月1日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- (4) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金等の受給者ではないこと（予定を含む）。
- (5) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織又は団体ではないこと。
- (8) 2021年10月1日から2021年10月31日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (9) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (10) その他誓約事項に同意すること。

（埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金）

Ⅲ 申請手続等

1 申請受付期間

郵送 : 2021年11月 1日(月) から2022年2月15日(火)まで
電子申請 : 2021年11月15日(月) から2022年2月15日(火)まで

2 申請方法

(1) 電子申請の場合 **※電子申請を原則とします。**

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金申請フォームから申請してください。

「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin10.html>

※2022年2月15日(火) 23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送の場合【電子申請ができない場合のみ】

申請書類を簡易書留・レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※2022年2月15日(火)の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事務局 宛

3 本協力支援金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin10.html>

(2) お近くの配布機関での受取

- ・ 埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・ 埼玉県庁産業支援課（本庁舎4階南側）
- ・ 県内の各市役所、各町村役場、さいたま市の各区役所
- ・ 県内の各地域振興センター
- ・ 県内の各商工会議所及び商工会

4 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

◆提出が必要な書類一覧

1	埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 給付申請書（様式第1号）
2	本人確認書類【個人事業者等のみ】 以下のいずれかの書類のコピー又は写真（住所の確認ができるもの） 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、 外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証

(埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金)

3	<p>協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳等のコピー又は写真 ※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。 ※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。</p>
4	<p>国の月次支援金の給付が確認できる書類（以下(1)又は(2)のどちらか） (1)月次支援金の給付通知書（月次支援金の振込みのお知らせ）のコピー又は写真 (2)以下の①及び②を合わせて提出 ①月次支援金マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス「振込手続き完了」又は「振込手続き中」が分かる部分）のコピー又は写真 ②月次支援金の入金を確認できる通帳（通帳を開いた1・2ページ目及び月次支援金の振込が確認できるページ）のコピー又は写真 ※(2)の場合、後日審査において確認のため連絡する場合がございます。</p>

5 本協力支援金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金 事務局）

電話 0570-000-678

6 申請書類の審査及び補正

電子申請又は郵送で受け付けた申請書類について、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。

(1) 書類の誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトに記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合は、書類の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正・追加の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

(2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。日中連絡の取れる連絡先を必ず申請書に記載してください。

7 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力支援金を給付します。

8 通知

(1) 申請書類の審査の結果、本協力支援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。

(埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金)

- (2) 申請書類の審査の結果、給付要件に該当しないなどの理由で本協力支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を発送いたします。

IV 注意事項

- (1) 本協力支援金給付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付決定を取り消します。この場合、受け取った協力支援金は返還していただくとともに、協力支援金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- (2) 本協力支援金の給付に必要な場合は、対象事業に係る関係書類に関する検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本協力支援金の給付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。
- (3) 国の月次支援金では申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うとされています。埼玉県においても、国と同様の調査を行う可能性があります。
- (4) 本協力支援金の申請書及び提出書類の記載内容や給付又は不給付の結果に関する情報は、国及び本店・住所の所在地の自治体に提供することがあります。
- (5) 国の月次支援金において、不正受給等により返還となった場合、本協力支援金につきましても速やかに返還していただくこととなります。

協力支援金の不正受給は犯罪です。

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付決定を取り消します。
- この場合、受け取った協力支援金は返還していただきます。
- 加えて、協力支援金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 本協力支援金の給付に必要な場合は、対象事業に係る関係書類の検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域等において、休業・時短営業要請に応じた飲食店との直接・間接の取引や外出自粛等の要請に応じた個人顧客との直接的な取引がないにも関わらず、取引があるかのように見せかける。
 - ✓ 売上計上基準の変更及び顧客との取引時期の調整を行うなど、対象月の売上減少を多く見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。



埼 玉 県
埼玉県警察本部



ホーム > 会社概要 > 日本政策金融公庫について（会社案内） > 総裁メッセージ

総裁メッセージ

● 日本公庫の役割と使命

日本公庫は、「一般の金融機関が行う金融を補完すること」を旨としつ、国の中小企業・小規模事業者政策や農林漁業政策等に基づき、法律や予算で決められた範囲で金融機能を発揮している政策金融機関です。

新たな事業を始める方、災害や経営環境の変化に対応する方などの資金需要に、少額から応えてきており、日本の中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の資金調達において重大な使命を担っております。



● 新型コロナウイルス感染症への対応

日本公庫は、政策金融機関として「政策」と事業に取り組む方々等とを"繋ぐ"という使命感をもって、お客さまのニーズに対応してまいりました。

我が国は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、かつて経験したことのない経済・社会の危機に直面しており、多くの事業者の皆さまが依然として厳しい事業環境に置かれています。

新型コロナウイルス関連融資は、令和2年1月の相談窓口の設置以降、今年の6月末までに約106万件、18兆円を決定しており、我が国の政策金融の歴史の中で最大のオペレーションを実施しているところです。また、コロナ禍の影響を受けた中小企業・小規模事業者の財務基盤を強化するため、令和2年8月から取扱いを開始した「新型コロナ対策資本性劣後ローン」による支援を推進しており、6月末までに約6千先、9千億円を融資決定してまいりました。

コロナ関連の資金繰りに関する相談は、ピーク時に比べると落ち着きをみせていますが、コロナ禍の長期化に加え、原油価格・物価高騰や、国際情勢の緊迫化なども重なり、依然として先行きを見通しづらい状況にあります。事業者の皆さまへの資金繰り支援を円滑に実行するのはもちろん、財務基盤の強化や事業の再構築なども支援するため、今後も民間金融機関や商工会議所、商工会などと一層の連携を図り、支援機関全体で事業者の皆さまを組織一丸となって支えていく所存です。

● 今後の取組み

日本公庫は、有事に政策金融機関として求められる役割を強く意識し、コロナ禍において影響を受ける事業者の皆さまへの支援、東日本大震災、地震・台風などの自然災害からの復興支援をはじめ、いかなる状況下においても着実にセーフティネット機能を発揮してまいります。

また、ポストコロナも見据え、スタートアップなどの創業・新事業や、事業承継、農林水産業の新たな展開など、成長戦略分野等への支援にも力を注いでまいります。

（創業・新事業支援）

日本公庫は、これまで創業・新事業への支援に積極的に取り組み、イノベーションの担い手であるスタートアップ企業の芽を育ててまいりました。こうした企業の中には、その後株式市場への上場を果たし、今や、日本経済を牽引しているような企業もあります。これまで蓄積してきた経験・ノウハウを活かし、引き続き、幅広い領域の創業・新事業への支援に取り組んでまいります。

（事業承継支援）

我が国において、事業承継は、経営者の高齢化とコロナ禍の長期化を背景に、支援の重要性が高まっております。地域に必要な事業がきちんと引き継がれていくよう、情報収集のアンテナを高めニーズを把握し、「地域の想いを次世代につなぐ架け橋」として、関係機関とも連携の上、マッチングを含む効果的なコンサルティングに取り組んでまいります。

（農林水産業の新たな展開への支援）

近年、我が国の農業は零細で儲からないイメージから大きく変貌を遂げている実態があります。スマート農業の実装やグローバル市場への展開なども進んできており、農業が「地域経済の成長のエンジン」に転換できる可能性も見えてきています。農林水産業の成長産業化に向け、民間金融機関などの関係機関と連携しながら、農業分野への支援に取り組んでまいります。

- 日本政策金融公庫について（会社案内）
 - 総裁メッセージ
 - プロフィール
 - 基本理念・経営方針・業務運営計画
 - 業務と財務の状況
 - 日本公庫の資金の流れ
 - ガバナンス体制
 - 反社会的勢力の排除について
 - ダイバーシティの推進と職場環境の向上
 - SDGsの取組み
 - 障害者差別解消法に基づく対応要領
 - 日本政策金融公庫法
 - 業務の概要
 - IR情報
 - 電子公告

↑ ページの先頭へ

日本公庫は、地域の活性化に貢献するため、特に、コロナ禍における環境変化を踏まえ、地域や事業に取り組む方々の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けて共に取り組んでまいります。その際、民間金融機関をはじめとする関係機関をつなぐ役割を発揮するとともに、全国152支店のネットワークを活用するなど、地域での連携を一層推進してまいります。

以上の取り組みにあたっては、政策金融ならではの、質の高いサービスの提供を図るため、リスクテイク機能の適切な発揮やコンサルティング機能・能力の充実に努めてまいります。さらに政策金融機能を強化していくため、組織運営においては、デジタル化を一層推進するなど、事務の合理化・業務の効率化に取り組んでまいります。

加えて、これらの事業者の皆さまへの支援や地域への貢献を通じ、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの達成にも貢献してまいります。

今後とも、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月25日
総裁 田中 一穂

日本政策金融公庫

会社概要

- 日本政策金融公庫について (会社案内)
- 業務の概要
- IR情報
- 電子公告

サービスのご案内

- 日本公庫をはじめご利用の方へ
- 日本公庫ダイレクト
- 融資のご案内
- 重点的な取り組み
- 経営お役立ち情報
- 金利情報
- 各種書式ダウンロード
- オンラインサービス
- ビジネスマッチング
- 用語集

店舗案内

刊行物・調査結果

- 新着情報・広報誌
- 総合研究所
- 国民生活事業
- 農林水産事業
- 中小企業事業

情報公開・公文書管理

- 情報公開・公文書管理
- 個人情報保護
- 法人文書ファイル管理簿
- 情報公開・個人情報保護窓口
- その他

調達情報

- 新着情報
- 入札情報
- その他

専門人材の募集

- 新着情報
- 入札情報
- その他

関係機関向け情報

- 国民生活事業
- 農林水産事業
- 中小企業事業

採用情報

- 新卒採用
- インターンシップ
- 中途採用

- 金融円滑化に向けた取組み
- プライバシーポリシー
- 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針
- 障害者差別解消法に基づく対応要領
- 当サイトご利用にあたっての注意事項
- ウェブアクセシビリティ
- SNSアカウント利用に関する利用規約
- リンク情報
- サイトマップ

東京信用保証協会
について

ご利用のご案内

保証制度のご案内

創業支援を
お求めの方経営支援を
お求めの方お問い合わせ
/事業所一覧

書式ダウンロード

[トップページ](#) > [東京信用保証協会について](#) > [プロフィール](#)

プロフィール

更新日：2022年10月3日



東京信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づく公的機関であり、事業経営に取組んでいる中小企業のお客さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証人となって借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援しています。



プロフィール

根拠法	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
許認可取得	1937年（昭和12年）7月28日
設立	1937年（昭和12年）8月31日
業務開始	1937年（昭和12年）9月2日
基本財産	3,225億円 ※資本金に相当
保証債務残高	6兆7,634億円 ※融資残高に相当
利用企業者数	22万企業
事業所	本店・都内11支店
本店	中央区八重洲2丁目6番17号
理事長	山本 隆（令和4年5月25日就任）
職員数	641名

（統計数字は令和4年3月末現在）

沿革

設立

1937年（昭和12年）8月31日、当時の深刻な不況の中で喫緊の課題であった中小企業の資金難を打開するため東京府と東京市により、わが国における初の信用保証事業を行う機関として、『社団法人東京信用保証協会』が設立されました。

認可法人

1954年（昭和29年）7月1日には、信用保証協会の業務の円滑化と基盤強化を図ることを目的として制定された『信用保証協会法』に基づく認可法人となりました。

信用補完制度の確立

1958年（昭和33年）には、協会が行う信用保証に対して再保険を行なう（信用保証協会のリスクをカバーする）政府機関として『中小企業信用保険公庫』（2004年に中小企業金融公庫が信用保険業務を継承し2008年に株式会社日本政策金融公庫に組織変更）が設立され、ここにわが国の信用補完制度が確立されました。

信用保証制度の充実

信用保証制度は現在まで強化が図られており、支店増設や担保資産の担保しやすさ、信用保証利率の引き下げなど、

信用保証制度は近年尤も強化が図られまいりました。元掛債権や棚卸資産を担保とした信用保証、私券債の発行に対する信用保証など、中小企業の資金調達が多様化に因應するためのシステムとして、中小企業金融における重要な役割を担っています。

役員名簿

役名	氏名		備考
理事長	山本 隆	常勤	元：東京都副知事 就任日：令和4年5月25日 ※
専務理事	根本 厚	常勤	前：東京信用保証協会総務部長 就任日：平成30年3月26日
常務理事	菱川 高延	常勤	前：東京信用保証協会人事部長 就任日：平成30年3月26日
常務理事	寺崎 久明	常勤	元：東京都デジタルサービス局長 就任日：令和4年5月25日
理事	後藤 康博	常勤	元：東京信用保証協会業務総轄部長 就任日：令和2年7月1日
理事	池上 智	常勤	前：東京信用保証協会業務総轄部長 就任日：令和3年3月26日
理事	御園 栄一	常勤	前：東京信用保証協会総務部長 就任日：令和4年10月1日
理事	石田 茂樹	非常勤	りそな銀行常務執行役員 就任日：平成29年4月17日
理事	澁谷 哲一	非常勤	東京都信用金庫協会会長 就任日：平成30年6月29日
理事	柳沢 祥二	非常勤	東京都信用組合協会会長 就任日：令和2年7月1日
理事	小林 治彦	非常勤	東京商工会議所常務理事 就任日：令和3年4月1日
理事	中野 良明	非常勤	きらぼし銀行取締役常務執行役員 就任日：令和3年4月1日
理事	秋尾 太	非常勤	商工組合中央金庫常務執行役員 就任日：令和3年4月1日
理事	柳田 晃嗣	非常勤	みずほ銀行執行理事 就任日：令和3年10月1日
理事	坂本 雅彦	非常勤	東京都産業労働局長 就任日：令和3年11月29日
理事	高崎 栄一	非常勤	三井住友銀行執行役員 就任日：令和4年4月1日
理事	澤田 実	非常勤	三菱UFJ銀行執行役員 就任日：令和4年5月6日
監事	泉 徹	常勤	前：東京信用保証協会秘書室長 就任日：令和4年3月29日
監事	新江 孝	非常勤	日本大学商学部教授 就任日：平成26年7月1日
監事	吉村 憲彦	非常勤	東京都財務局長 就任日：令和3年11月29日

理事の任期満了予定日：令和5年6月30日 監事の任期満了予定日：令和6年6月30日

※理事就任時の選定手続きと実施主体：第三者委員会方式、東京信用保証協会

(令和4年10月3日現在)

[コンプライアンス態勢](#) | [個人情報の取り扱いについて](#) | [電子メール利用規定](#) | [免責事項](#) | [お問い合わせQ&A](#)



[東京信用保証協会について](#)

[ご利用のご案内](#)

[保証制度のご案内](#)

[創業支援をお求めの方](#)

[経営支援をお求めの方](#)

[お問い合わせ/事業所一覧](#)

[書式ダウンロード](#)

[-プロフィール](#)

[-ご利用のご案内](#)

[-保証制度のご案内](#)

[-創業支援をお求めの方](#)

[-経営支援をお求めの方](#)

[-お問い合わせ・Q&A](#)

[-中小企業向け書式ダウンロード](#)

- [東京信用保証協会の概要](#)
- [保証手続きの流れ](#)
- [リース保証制度案内](#)
- [創業保証のご案内](#)
- [専口系派遣のご案内](#)
- [事業所一覧](#)
- [初めてのご利用かんたんガイド](#)
- [保証制度一覧](#)
- [創業窓口（アシストプラザ）一覧](#)
- [経営サポート会議のご案内](#)
- [SDGsへの取組について](#)
- [ご利用のメリット](#)
- [ご利用のメリット](#)
- [創業者向けスクールのご案内](#)
- [経営改善計画策定支援費用補助事業のご案内](#)
- [お役立ちリーフレット](#)
- [ご利用いただける中小企業とは](#)
- [ご利用いただける中小企業とは](#)
- [創業者向けセミナーのご案内](#)
- [当協会が主催する公開講座・セミナーのご案内](#)
- [メールマガジン登録](#)
- [ご利用いただけない中小企業とは](#)
- [ご利用いただけない中小企業とは](#)
- [創業事例のご紹介](#)
- [当協会が後援・参加する他機関主催イベントのご案内](#)
- [コンプライアンス態勢](#)
- [信用保証料](#)
- [信用保証料](#)
- [信用保証料](#)
- [創業事例のご紹介](#)
- [連携機関のご案内](#)
- [事業承継支援のご案内](#)
- [簡易シミュレーション](#)
- [経営者保証に関するガイドラインについて](#)
- [海外展開支援のご案内](#)
- [Web動画コーナー](#)
- [信用保証委託契約について](#)
- [ビジネスフェアのご案内](#)
- [経営相談会のご案内](#)
- [お役立ちリーフレット](#)

© Copyright (C) TOKYO GUARANTEE. All Rights Reserved.



庄原市
SHOBARA CITY

〒727-8501
広島県庄原市中本町一丁目10-1
電話:(0824)73-1111(代表)



アクセス よくある質問



庄原市公式SNS



文字の大きさ **標準** **拡大**

色を変える **白** **黒** **青**

ページ自動読み上げ



Google 提供



暮らし・環境



健康・福祉・介護



子ども・家庭



教育・文化・スポーツ



観光



産業・まちづくり



市政情報



リンク

庄原市トップページ > 産業・まちづくり > 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）

緊急事態措置等で長引く新型コロナウイルス感染症の予防と事業の継続のため、事業者が取り組んだ感染拡大防止対策（消耗品費や設備導入費など）に対して、必要な経費の一部を補助します。

本補助金の受付は終了しました。

申請期限は令和3年11月30日（当日消印有効）までです。

1.支給対象者

市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等で、以下の業種を営む方

大分類	中分類	小分類
農業・林業・漁業	全業種	全業種
鉱業・採石業・砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		
金融業、保険業		
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業		
教育、学習支援業		

複合サービス事業		
----------	--	--

対象外となる事業者は以下のとおりです。

- ・宗教上の組織もしくは団体
- ・政治団体
- ・暴対法上の暴力団等に関する事業者
- ・風営法上の風俗営業を営む事業者
- ・その他本事業の目的・趣旨における対象外事業者であると本市が判断した事業者
- ・庄原市内在住の事業主でも庄原市外で事業を営む事業者

2.対象経費

飛沫感染予防対策	使い捨てマスク、フェイスガード、アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、空気清浄機
	トイレの洋式化 注意1) 常時不特定多数が使用する場所に限ります。従業員や家族のみが使用する場所は対象外です。 注意2) 和式から洋式への改修のみ対象とします。既に洋式トイレであるものを機能向上のため付け替えする費用は対象外です。
接触感染予防対策	消毒用アルコール類、除菌シート、非接触体温計、サーモカメラ非接触シーブディスペンサー、手洗い用石鹸液、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、使い捨て手袋
	手洗い場の非接触蛇口 注意3) 常時不特定多数が使用する場所に限ります。従業員や家族のみが使用する場所は対象外です。但し、保健所の指摘等により必要な場合は補助対象経費とします。 注意4) 既に非接触蛇口であるものを機能向上のために新しく付け替えする費用は対象外です。
換気による感染予防対策	換気扇 注意5) 常時不特定多数が使用する場所に限ります。従業員や家族のみ使用する場所は対象外です。 注意6) 古いものを新しくする付け替えは対象外です。
	サーキュレーター 注意7) 扇風機は単に「涼をとる機械」であるため対象になりません。 ただし商品案内に「空気を循環させる」「サーキュレーター機能」という文言があれば補助対象経費となります。文言記載書面を申請書と一緒に提出してください。

3.補助対象外経費

汎用性の高い資産・備品	(例)車両、パソコン、タブレット、スマートフォン、エアコン(換気機能、空気清浄機能、除菌機能があるものも対象外)、加湿除湿器、扇風機、オゾン発生器、光触媒コーティング、食洗器、乾燥機、洗濯機、網戸など
事業拡大や営業活動のための経費	(例)作業場等の新設工事・改修工事費、HPやECサイト作成費、広告掲載費、チラシ作成費、印刷用消耗品費、テイクアウト用消耗品費、看板・のぼりなどのPOP類など
他の補助制度等により助成を受けている経費	(例)広島県が行った「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業補助金」や「飲食店におけるパーティション設置促進補助金」の活用により補助対象期間内に購入したアクリル板や非接触体温計、換気扇など
その他	(例)人件費、家賃等の固定経費、損失補填、借入に伴う支払利息、租税公課(消費税など)、不動産購入費、振込手数料、飲食接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用など

4.補助率等

補助対象経費の4分の3以内(限度額30万円・補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て)

※申請総額が予算額を超過した場合には、申請額通り補助できないことがあります。

5.補助対象事業期間

令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）

上記の期間中に、実施された事業が対象となります。

6.申請開始日及び窓口

申請受付は**10月1日（金）から11月30日（火）まで**です。

原則郵送にて申請をお願いします。11月30日の消印有効です。

庄原市商工観光課または各支所地域振興室（東城支所は産業建設室）に、ご提出ください。

所属	所在地	電話
商工観光課	庄原市中本町一丁目10番1号	(0824)73-1179
西城支所地域振興室	庄原市西城町大佐737番地3	(0824)82-2181
東城支所産業建設室	庄原市東城町川東1175番地	(08477)2-5008
口和支所地域振興室	庄原市口和町向泉942番地	(0824)87-2113
高野支所地域振興室	庄原市高野町新市1171番地1	(0824)86-2113
比和支所地域振興室	庄原市比和町比和1119番地1	(0824)85-3003
総領支所地域振興室	庄原市総領町下領家280番地1	(0824)88-3065

7.申請様式等の資料

- [【チラシ】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）.pdf](#)
- [【申請ガイドンス】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）.pdf](#)
- [【申請書・請求書】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）.docx](#)

【その他参考様式】

- [【参考様式】工事完了等の遅延について（申立書・理由書）.docx](#)
- [【記載例：参考様式】工事完了等の遅延について（申立書・理由書）.pdf](#)
- [【参考様式】支払が遅れる理由書.docx](#)
- [【記載例：参考様式】支払が遅れる理由書.pdf](#)

※「用語解説」のご連絡については、ウェブリオまでお問い合わせください。

商工観光課

お問い合わせ

商工振興係: 商・鉱工業振興、まちなか活性化、企業誘致、工業団地など

電話:0824-73-1178

観光振興係: 観光振興、観光交流施設、自然公園、交流人口の拡大、国営公園の利活用など

電話:0824-73-1179

ページの
先頭へ

[サイトマップ](#) | [ウェブアクセシビリティについて](#) | [リンクについて](#) | [個人情報保護について](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#) | [お問い合わせ](#)



庄原市役所

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1

電話:(0824)73-1111(代表)

FAX:(0824)72-3322(代表)

支所エリア



中小企業等事業継続支援事業のご案内

山形県内の事業所で感染者等が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定は行われず、従業員の出勤判断は各事業者にて委ねられています。

そのため、従業員の少ない中小企業等が事業継続を判断した際に、新型コロナウイルス感染症抗原簡易検査キット（以下「簡易検査キット」）を活用することにより、従業員が安心して出勤できる環境を整備することを目的とし、簡易検査キットを配布します。

申請受付期間 令和4年7月27日（水）から当面の間

令和4年8月26日（金）までとしていた申請受付期間を当面の間、延長いたします。

※ただし、延長期間中に簡易検査キットが無くなった場合は、その時点で申請受付を終了いたします。

配布物及び配布数

1事業者につき1回あたり、簡易検査キット20テスト分（10テスト×2日分）

配布要件

※8月10日（水）より、以下の下線に該当する場合も配布対象となります。

- 1 山形県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主であること
※大企業、政治団体、性風俗産業を除く
- 2 過去1週間以内に、従業員又はその家族に、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が確認されたこと又は8月3日からの大雨等により災害救助法の適用を受けた市町（※）に、大雨等による被害を受けた事業所があること（※米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町）
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者以外の従業員の事業所への出勤を認め、簡易検査キットを活用し事業を継続すること又は8月3日からの大雨等により災害救助法の適用を受けた市町において、被害を受けた事業所の復旧作業に従事する従業員やボランティア等に簡易検査キットを活用すること
- 4 簡易検査キットの利用状況等を報告すること

申請方法

WEB申込専用サイトでの申請となります。

申請フォーム <https://www.enq-plus.com/enq/yamagata-testkit/entry/>

※WEB申込が不可能な事業者は山形県コロナ禍中小企業等事業継続支援コールセンターにお問い合わせください

電話番号 0120-146-734（通話料無料）



簡易検査キット配送

申請受付日から翌々日のお届け（土・日・祝日を除く）

■山形県ホームページ

山形県 検査キット

検索

「コロナ禍における中小企業等事業継続支援事業について」



利用状況報告のお願い

配布要件に定められている、利用状況の報告はWEB申込専用サイトにて報告してください。簡易検査キット到着後、1週間以内に報告をお願いします。（今後の事業に関する調査内容の為、申請事業者は必ず報告してください。）ご報告がない場合、コールセンターより確認の電話をする場合があります。

報告フォーム <https://www.enq-plus.com/enq/yamagata-testkit/report/>



申請の際、下記の誓約書及び注意事項について、確認・同意いただく必要があります。

■ 誓約書 ※8月10日(水)より、以下の下線に該当する場合も配布対象となります。

新型コロナウイルス抗原簡易検査キットを申請するにあたり以下のことを誓約します。

・申請者は下記配布要件に該当し、内容を遵守します。また記載内容は事実と相違ありません。

- ①山形県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主であること
※大企業、政治団体、性風俗産業を除く
 - ②過去1週間以内に、従業員又はその家族に、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が確認されたこと又は8月3日からの大雨等により災害救助法の適用を受けた市町(※)に、大雨等による被害を受けた事業所があること(※米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)
 - ③新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者以外の従業員の事業所への出勤を認め、簡易検査キットを活用し事業を継続すること又は8月3日からの大雨等により災害救助法の適用を受けた市町において、被害を受けた事業所の復旧作業に従事する従業員やボランティア等に簡易検査キットを活用すること
 - ④簡易検査キットの利用状況等を報告すること
- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、配布要件を満たしていないことが判明した場合は、申請を取り下げます。また、配布を受けた後に発覚した場合は、即時に返還します。
- ・配布を受けた簡易検査キットを第三者に対し譲渡又は転売しません。

■ 注意事項

- ・今回配布する簡易検査キットは、「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)」として厚生労働省が承認したものです。
- ・新型コロナウイルスは潜伏期が1~2週間程度であり、暴露から平均5日程度で発症するケースが最多となります(オミクロン株は2.3日程度で発症、遅くとも1週間以内の発症がある)。
- ・発熱など、発症の疑いを自覚した日から4日程度が最も有効とされています。ご家族、職場など身近な方のコロナウイルス感染または濃厚接触の疑いがある場合、微熱やのどの違和感など軽微な不調を感じるものの医療機関を受診するか迷う場合等に使用してください。
- ・感染初期、無症状の時に使用すると、感染していても結果が陰性(偽陰性)となる可能性がございます。簡易検査キットで陰性とした後も、その後1週間程度ご自身の体調を注視してください。
- ・ウイルスの量が少ない場合や、鼻腔から採取した検体の粘度が高い場合、また検査の手順や手技が正しくない場合にも偽陽性(実際は感染していないが陽性となる)や、偽陰性(実際は感染しているが陰性となる)が発生することがありますので、簡易検査キットの結果のみで感染の有無を断定することはできません。
- ・明確に風邪様の症状や発熱等がある場合は、簡易検査キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください。
- ・簡易検査キットの取得・使用はあくまで申請者様の責任における自主的判断となります。検査や結果によって損害が生じた場合、本事業がそれを補償するものではありません。

お問い合わせ

山形県コロナ禍中小企業等事業継続支援コールセンター

令和4年7月27日(水)開設

電話番号 0120-146-734 (通話料無料)

受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時から午後6時まで